

串間市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、串間市長より財政援助団体等に対する監査の結果に係る改善措置の通知があったので、別紙のとおり公表します。

令和3年4月30日

串間市監査委員 田 中 良 嗣

串間市監査委員 門 田 国 光

110-88  
令和3年4月27日

串間市監査委員 田中 良嗣 様  
串間市監査委員 門田 国光 様

串間市長 島田 俊光

監査改善措置状況の提出について

令和3年3月17日付串監第257号にて通知のありました財政援助団体等に対する監査の結果における指摘事項について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査改善措置状況の報告をいたします。

記

1. 監査の種類 財政援助団体等に対する監査
2. 監査実施日 令和3年2月17日～2月18日
3. 監査改善措置状況 別添のとおり

(文書取扱 総務課総務係)

令和3年4月22日

串間市監査委員 様

監査改善措置通知書

地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり通知します。

団体名（東九州自動車道串間市建設促進協議会）  
担当課（東九州道・中心市街地対策課）

監査の種類	財政援助団体等に対する監査
監査実施日	令和3年2月17日
指 摘 事 項 等	
① 東九州自動車道串間地区建設促進事業補助金 （東九州自動車道串間市建設促進協議会） 起案用紙及び財務会計調書に事務局長の欄があり課長が押印しているが、会則第10条では「事務局を、串間市東九州自動車道・中心市街地対策課に置く。」と記載があるのみで事務局長の位置づけが規定されていないので整備されたい。	
措 置 内 容	
事務局長の位置づけについて規定するよう会則を整理します。 会則の整備（改正）については、令和3年度協議会総会に諮り整備を行います。	

令和3年4月22日

串間市監査委員 様

監査改善措置通知書

地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり通知します。

団体名 ( 串間市交通安全対策協議会 )  
担当課 ( 危機管理課 )

監査の種類	財政援助団体等に対する監査
監査実施日	令和3年2月17日
指 摘 事 項 等	
共通指摘事項	
<p>(2) 通帳・印鑑等の管理リスクあることから、一人の職員で処理することがないように役割分担を明確にして、厳正なチェック体制を構築し適切な会計処理を務められたい。</p> <p>(3) 令和2年度においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当初掲げた年間の活動方針及び事業計画に基づく活動等が出来なかったことにより多額の未執行額が生じるものと予想されるので、「補助金の返還に関する基準」に基づき十分確認の上、適正に事務処理を執行されたい。</p>	
② 交通安全対策補助金 (串間市交通安全対策協議会)	
<p>(1) 新型コロナウイルス感染症対策により計画された事業が中止となっている。コロナ禍の中で難しい状況にあるが、今後も創意工夫しながら市民の交通安全意識の向上と交通事故防止に取り組まれるよう望むものである。</p> <p>(2) 補助金交付申請日は令和2年4月1日、補助金請求日は12月25日と相当遅延している。事業推進に影響を及ぼす恐れがあることから適切な事務処理に努められたい。</p> <p>(3) 起案用紙及び財務会計調書に事務局長の欄があり課長が押印しているが、会則第10条では「協議会の庶務は、危機管理課において処理する。」と記載があるのみで事務局長の位置づけが規定されていないので整備されたい。</p>	

措	置	内	容
共通指摘事項			
(2) 通帳・印鑑の管理については施錠できる場所に別に管理を行い、適正な執行に努めます。			
(3) 未執行額は「補助金の返還に関する基準」に基づき適正に処理します。			
② 交通安全対策補助金（申間市交通安全対策協議会）			
(1) コロナ禍の中で従前のような事業実施が難しい状況にあるため、今後は工夫しながら事業に取り組みます。			
(2) 今後は、適正な事務執行に努めます。			
(3) 会則の改正を行います。			

令和3年4月22日

串間市監査委員 様

監査改善措置通知書

地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり通知します。

団体名 (小中高一貫教育推進協議会)  
担当課 (学校政策課)

監査の種類	財政援助団体等に対する監査
監査実施日	令和3年2月17日
指 摘 事 項 等	
③ 小中高一貫教育推進事業補助金 (小中高一貫教育推進協議会) (1) コロナ禍の中で難しい状況にあるが、今後も創意工夫しながら小中高一貫教育の推進に取り組まれるよう望むものである。 (2) 当協議会は平成20年度に設立されているが、規約も簡易で一度も改正されていない。また組織体系もわかりにくい構図となっている。実態に沿った組織等の見直しを検討されたい。 (3) 財務関係書類中、一部改善を加えることが望ましい箇所が見受けられたので適正に処理されたい。また、切手の受払についても適正に管理されたい。	
措 置 内 容	
(1) コロナ禍を理由に小学校・中学校・高校の連携が停滞しないように、引き続き、小中高一貫教育の推進に取り組みます。 (2) 規約及び組織体系について、実態に沿った見直しに取り組みます。 (3) 令和3年3月8日に、事務局 (中学校) と担当課 (学校政策課) にて協議を実施し、支出調書について債権者情報欄を新たに設ける様式としました。	

令和3年4月22日

串間市監査委員 様

監査改善措置通知書

地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり通知します。

団体名（串間市商工会議所）  
担当課（商工観光スポーツランド推進課）

監査の種類	財政援助団体等に対する監査
監査実施日	令和3年2月17日
指 摘 事 項 等	④ 地域活性化プレミアム商品券事業補助金（串間市商工会議所） （1）今回のプレミアム付商品券販売については、新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策として、商品券の購入が平等になるよう工夫し経済回復が図られたとのことである。1次実施分は予約制にしたことで公平性は確保されているものの、2次実施分の販売では数量が限定されていたこともあって抽選に漏れた方や、使用期限までに利用できなかった事例もあったようである。このことから公正性・平等性を担保するとともに、使用期限の周知を徹底すべきであったと思料する。
措 置 内 容	商品券発行に際しては、「先着順」で「同じ人」が「複数回」購入される事案が生じないよう、公平性に配慮した販売を行ったものであるが、指摘のとおり追加発行分について、コロナ禍の密を避けるために抽選販売を行ったことにより、2度目の購入ができない世帯が生じたものであります。 今後、プレミアム率の高い商品券等の販売に際しましては、串間商工会議所をはじめ発行団体と協議のうえ、広く市民の皆様にご購入いただけるよう、使用期限の周知を含め丁寧に対応してまいります。

令和3年4月22日

串間市監査委員 様

監査改善措置通知書

地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり通知します。

団体名 (串間市自衛防疫推進協議会)  
担当課 (農業振興課)

監査の種類	財政援助団体等に対する監査
監査実施日	令和3年2月18日
指 摘 事 項 等	
共通指摘事項 (2) 通帳・印鑑等の管理リスクあることから、一人の職員で処理することがないように役割分担を明確にして、厳正なチェック体制を構築し適切な会計処理を務められたい。 (3) 令和2年度においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当初掲げた年間の活動方針及び事業計画に基づく活動等が出来なかったことにより多額の未執行額が生じるものと予想されるので、「補助金の返還に関する基準」に基づき十分確認の上、適正に事務処理を執行されたい。 ⑤ 家畜伝染病防疫対策事業補助金 (串間市自衛防疫推進協議会) (1) 令和2年度の補助金額に対して補助額を大きく上回る前年度繰越金が生じている。他の団体等からの収入もあることから、協議会が取り組む事業内容と予算配分を整理するとともに、市の「補助金の返還に関する基準」に基づき適切な予算執行に努められたい。 (2) 協議会の起案用紙及び財務会計調書に事務局長の欄があり係長が押印しているが、規約第9条では「協議会の事務局は、串間市農業振興課におき、職員は会長が任命する。」と記載があるのみで事務局長の位置づけが規定されていないので整備されたい。 (3) 規約第8条の(経費及び会計)において、「・・・交付金及びその他の収入・・・」とあるが補助金を加えるべきであると思料する。	



措	置	内	容
共通指摘事項			
<p>(2) 通帳・印鑑等の管理については、現状においても、鍵のあるキャビネット等に別々に保管し、鍵は課長補佐が管理しているところです。今後もしリスク回避のため、一人の職員で処理することがないように、役割分担やチェック体制を明確にし、適切な会計処理に努めて参ります。</p>			
<p>(3) 本協議会においては、令和2年度に新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、監査対象の当該事業補助金については、未執行額は生じておりませんが、「個別指摘事項(1)」のご指摘もございましたので、今後も「補助金の返還に関する基準」に基づき十分確認するなど、適正に事務処理を執行してまいります。</p>			
⑤ 家畜伝染病防疫対策事業補助金（申間市自衛防疫推進協議会）			
<p>(1) ご指摘の件につきましては、本協議会において、複数の事業等を実施しており、決算書等を一括して作成していた関係上、誤解が生じるようなものとなっておりますので、事業を区分して予算配分や決算書等を整理するなど、令和3年度から明確にしてまいります。なお、その際は、市の「補助金の返還に関する基準」に基づき適切な予算執行に努めてまいります。</p>			
<p>(2) 令和3年度の総会において、事務局長の位置づけ等の規定について、規約の改正等を適切に行います。</p>			
<p>(3) 令和3年度の総会において、ご指摘の補助金の記載について、規約の改正等を適切に行います。</p>			

令和3年4月22日

串間市監査委員 様

監査改善措置通知書

地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり通知します。

団体名 (串間市衛生自治会)

担当課 (市民生活課 )

監査の種類	財政援助団体等に対する監査
監査実施日	令和3年2月18日
指 摘 事 項 等	
共通指摘事項 (1) 令和2年度金銭出納帳において「4/1 繰越金収入 430,008 円」、「4/10 市へ返納 (事業費) 令和元年度分支出 430,008 円」と記載されているが、これは令和元年度中に事務処理されるものであるので、令和元年度の金銭出納帳に記載されたい。 (2) 令和元年度の執行残額 (不用額) を支出調書にて市へ返納しているが、歳出科目は予算書に存在しない予算科目 (目、節) となっているため、収入調書にて歳入科目から返納するか、若しくは返納 (戻入) 調書を作成すべきではないかと思料する。	
措 置 内 容	
(1) 指摘事項にそった内容で金銭出納帳に記帳しました。 (2) 指摘事項による返納調書にて作成したところです。	

令和3年4月22日

串間市監査委員 様

監査改善措置通知書

地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり通知します。

団体名 (串間市ふれあい体験実行委員会)  
担当課 (生涯学習課)

監査の種類	財政援助団体等に対する監査
監査実施日	令和3年2月18日
指 摘 事 項 等	
共通指摘事項	
<p>(1) 内部統制の観点から財政援助団体の事務局は外部に設置することが望ましいが、今回監査を実施した中で、東九州自動車道串間市建設促進協議会(東九州自動車道串間市建設促進事業補助金)串間市交通安全対策協議会(交通安全対策補助金)、串間市自衛防疫推進協議会(家畜伝染病防疫対策事業補助金)、串間市ふれあい体験実行委員会(新ふれあい体験推進事業補助金)についてはその事務局を市が担っている。各種施策を推進する上において市が事務局となることについては一定の理解を示すところであるが、全庁的に統一が図られていないことから基本的な方針を定めるべきと思料する。</p> <p>(2) 通帳・印鑑等の管理リスクあることから、一人の職員で処理することがないように役割分担を明確にして、厳正なチェック体制を構築し適切な会計処理を務められたい。</p> <p>(3) 令和2年度においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当初掲げた年間の活動方針及び事業計画に基づく活動等が出来なかったことにより多額の未執行額が生じるものと予想されるので、「補助金の返還に関する基準」に基づき十分確認の上、適正に事務処理を執行されたい。</p>	
⑦ 新ふれあい体験推進事業補助金(串間市ふれあい体験実行委員会)	
<p>(1) ふれあい体験活動については、例年2泊3日の日程で「宮崎県青島少年自然の家」において実施していたが、令和2年度は新型コロナウイ</p>	

ルス感染症対策により、内容を大きく変更し市内において1日間で実施されている。今後の課題として、新型コロナウイルス感染症の影響に関わらず、次年度以降の実施について、実施場所（青島 or 市内）等も含めて一定の方向性を取りまとめるとのことであるので、所期の目的達成に向け取り組まれるよう望むものである。

(2) 事務局は生涯学習課で行っているにもかかわらず、会則第13条(事務局)には規定されていないので整理されたい。(共通指摘事項と関連あり)

(3) 会則第4条(組織)の別表1の委員構成と、実際の委員構成に相違が見受けられるので、現状の組織体制に沿うよう改められたい。

(4) 財務関係調書中、支出調書において、消耗品購入のため現金を一時引き出し(資金前渡)しているが、誰が現金を受け取ったかを明確にするために領収枠に受領した者が記名押印するなど、一部改善を加えることが望ましい箇所が見受けられたので、適切に事務処理を執行されたい。また、精算(戻入)調書についても同様に処理されたい。

措	置	内	容
---	---	---	---

共通指摘事項			
--------	--	--	--

(1) 市が事務局となることにつきましては、他団体等の例を調査研究してまいります。			
-------------------------------------------	--	--	--

(2) 会計に係る管理体制につきましては、実行委員会役員及び市主管課によりチェック体制を強化し、適切な処理に努めます。			
-------------------------------------------------------------	--	--	--

(3) 事業完了に伴う補助金の残額につきましては、全額返還しました。			
------------------------------------	--	--	--

⑦ 新ふれあい体験推進事業補助金(申間市ふれあい体験実行委員会)			
----------------------------------	--	--	--

(1) 令和2年度実行委員会において、令和3年度は市内で実施する内容について取りまとめを行いました。様々な課題がありますが、所期の目的達成のため創意工夫をしてまいります。			
---------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

(2) 修正案を作成し、次回実行委員会で審議する予定としております。			
------------------------------------	--	--	--

(3) 修正案を作成し、次回実行委員会で審議する予定としております。			
------------------------------------	--	--	--

(4) 指摘のあった調書については、実行委員会内で情報共有を行い、修正いたしました。			
--------------------------------------------	--	--	--

令和3年4月22日

串間市監査委員 様

監査改善措置通知書

地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり通知します。

団体名（串間市体育協会）

担当課（生涯学習課）

監査の種類	財政援助団体等に対する監査
監査実施日	令和3年2月18日
指 摘 事 項 等	
共通指摘事項 （2）通帳・印鑑等の管理リスクあることから、一人の職員で処理することがないように役割分担を明確にして、厳正なチェック体制を構築し適切な会計処理を務められたい。 （3）令和2年度においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当初掲げた年間の活動方針及び事業計画に基づく活動等が出来なかったことにより多額の未執行額が生じるものと予想されるので、「補助金の返還に関する基準」に基づき十分確認の上、適正に事務処理を執行されたい。	
⑧ 串間市体育協会補助金（串間市体育協会） （1）令和2年度においては新型コロナウイルス感染症対策により、主催大会や各競技団体の大会がほとんど中止されている。新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中で今後も厳しい環境にあるが、各競技団体等と連携を密にしながら本市のスポーツ振興に取り組まれるよう望むものである。 （2）加盟団体支援交付金の制度を設けており、予算科目では大項目「普及育成費」、中項目「普及育成費」として各競技団体に交付しているが、用途を明確にするため中項目を「加盟団体支援交付金」にすべきではないかと思料する。また、交付金の配分基準とその金額が変更されているので「串間市体育協会加盟団体支援交付金要綱」を改正されたい。	

(3) 時間外勤務及び休日勤務の振替については時間外命令簿に記載し、振替を行っているとのことであるが、振替を行う場合においても決裁（承認）を受けるよう振替簿を整備すべきではないかと思料する。

措	置	内	容
---	---	---	---

共通指摘事項

(2) 会計に係る管理体制につきましては、協会役員及び市主管課によりチェック体制を強化し、適切な処理に努めます。

(3) 令和2年度の事業未執行によります補助金の残額につきましては、「補助金の返還に関する基準」に基づき、返還をいたしました。

⑧ 串間市体育協会補助金（串間市体育協会）

(1) 本年度も新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況ではありますが、各競技団体、関係団体と連携しながら、本市のスポーツ振興に取り組めます。

(2) 普及育成費として予算科目の表記をしておりました加盟団体支援交付金につきましては、本年度より中項目を加盟団体支援交付金といたしました。また、交付額については、要綱を改正いたしました。

(3) 本年度より、時間外勤務及び休日勤務の振替については、振替整理簿において処理するよういたしました。